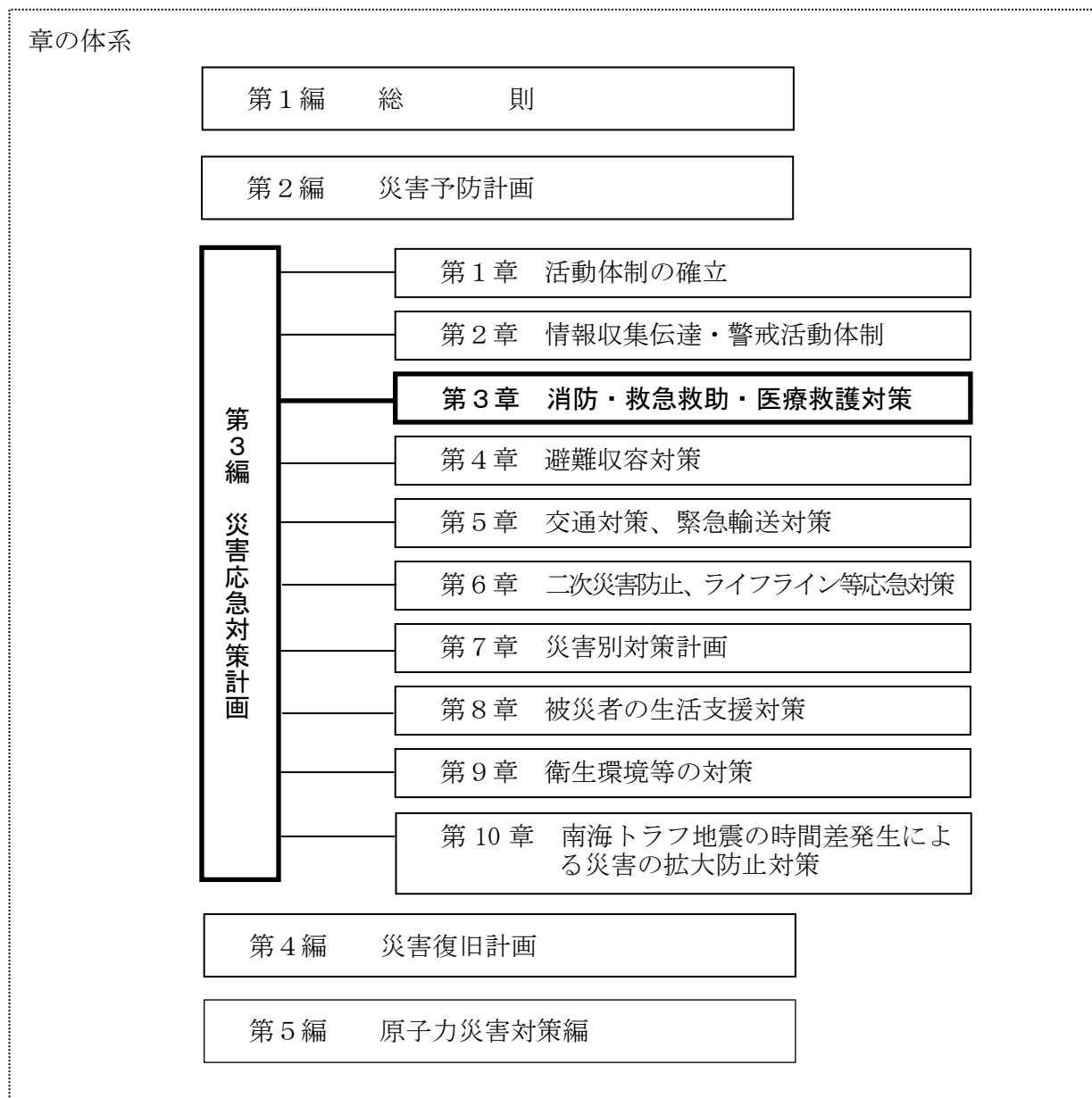


第3章 消防・救急救助・医療救護対策



第1節 消防活動	応-63
第2節 医療・救護対策	応-65

第1節 消防活動

災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

第1 東近江行政組合消防本部の活動

1 災害時の消防活動

- (1) ビル等の高所見張、巡回等により火災を早期に発見し、初期消火に努めるとともに火災の拡大防止を図る。
- (2) 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等が迅速に把握できるよう、情報収集計画を確立する。
- (3) 災害時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るため、消火活動の重点地域を定める。
- (4) 道路、地形、水利等を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防止する。
- (5) 木造建築物の密集地等の火災の拡大危険地域、住家に延焼の危険が生じる危険物集積、貯蔵地域および避難所の確保を図るために必要な地域等については、完全鎮火を目標に消防活動を行う。
- (6) 消防機関の相互応援に関しては、消防機関の相互の応援協力体制を強化する。
- (7) 災害時には、水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等の効果的な利用方法についてあらかじめ検討しておく。
- (8) 林野火災等が発生し、応援要請の必要があると認められる場合は、滋賀県防災航空隊に対し、県防災ヘリコプターの出動を要請する。

2 災害対策本部との連携

東近江行政組合消防本部は、被災状況、救助・救護活動の状況、火災および消火活動の状況等について、災害対策本部と緊密な連携・連絡体制を確保し、情報の交換および応急対策活動を行う。

第2 消防団の活動

災害発生後の消防団員の初動体制、初期の消防活動の実施計画等を定める。消防団は、地域に密着した防災機関として各分団それぞれの受け持ち区域の住民に対し出火の防止、初期消火、応急救護等の指導を実施するとともに、火災に対しては消防署と連携して現有装備を活用した消防活動を行う。

第3 広報等

情報班は、各区担当者や関係機関からの情報を集め、広報班によって、出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行う。

第4 応援要請に関する計画

1 他市町との相互協力

本町は、東近江行政組合消防本部の管轄となっている。東近江行政組合消防本部の消防力によっても、的確な対応が困難な場合、「滋賀県広域消防相互応援協定」および「滋賀県広域消防相互応援基本計画」、「滋賀県下消防団広域相互応援協定」により相互応援を行う。

(1) 滋賀県広域消防相互応援協定

この協定による応援要請を行うときは、次の事項を明らかにして要請する。(事後、速やかに文書提出)

- ①災害の発生場所および概要
- ②必要とする人員、車両および資機材
- ③集結場所、活動内容および連絡担当者
- ④その他必要事項

(2) 滋賀県下消防団広域相互応援協定

この協定による応援要請を行うときは、次の事項を明らかにして要請する。(事後、速やかに文書提出)

- ①災害の発生場所および概要
- ②必要とする人員、車両等
- ③集結場所、活動内容および連絡責任者
- ④その他必要事項

2 他府県消防隊の応援要請

(1) 災害時における他府県消防隊の応援要請(消防組織法第44条)の必要が見込まれる場合は、次により行う。

町長は、他の府県消防隊の応援を要請したいときは、次の事項を明らかにし、知事に要請する。(後日文書提出)

- ①火災の状況および応援要請理由
- ②応援消防隊の派遣を必要とする期間(予定)
- ③応援要請を行う消防隊の種別の人員
- ④町への進入経路および集結(待機)場所

(2) 他府県応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は連絡窓口等を設け、受入れ態勢を整えておく。

- ①応援消防隊の誘導方法
- ②応援消防隊の人員、器材数、指導者等の確認
- ③応援消防隊に対する、給食、仮眠施設等の手配

(3) 消防庁長官への要請

町長から他府県の応援要請を求められた場合、知事はすみやかに(1)の事項に応援要請を希望する府県名を付し、消防庁長官に要請し、その結果を直ちに町長に連絡をする。

第2節 医療・救護対策

第1 医療・救護の体制

1 実施者

災害時における医療および助産は救護班（保健・医療担当）が医師会等の協力を得て行う。

2 医療・救護体制の整備

町本部（救護班保健・医療担当）は、近江八幡市蒲生郡医師会、地元医療機関の協力を得て、町の医療救護班を編成する。

3 構成員および役割

構成員等	役割
救護班保健・医療担当 (町)	①医療救護本部の設置および運営に関すること ②医療救護所等の開設および運営に関すること ③医療関係団体との連絡調整に関すること ④県等への応援要請に関すること ⑤その他医療行為を除く応急医療に関すること
近江八幡市蒲生郡医師会	①医療救護班、こころのケアチームの編成および医療救護活動に関すること
歯科医師会	①歯科医療救護班の編成および歯科医療救護活動に関すること

4 県への救護要請

町の救護班のみでは応急対策が困難であると救護班長が判断した時は、滋賀県災害対策地方本部を通じて、滋賀県災害対策本部に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請すると共に、日本赤十字社滋賀県支部にも応援協力を要請する。

5 救護活動

- (1) 町本部（救護班保健・医療担当）は、災害の状況に即応し、医療救護班の出動により救護活動を行う。町の能力で収拾できないときは近江八幡市蒲生郡医師会あるいは最寄りの医療機関や近江八幡市立総合医療センター等に応援を要請するとともに、滋賀県災害対策本部東近江地方本部に応援協力を要請する。
- (2) 町本部（救護班保健・医療担当）は、被災地の状況に応じ、竜王小学校、竜王西小学校、総合運動公園等に救護所を設置する。なお、医療救護の本部は、竜王町保健センターとする。

なお、救護所の設置は、以下の点等を考慮する。

- ①災害による負傷者が多数で、現地での応急処置やトリアージが必要な場合
- ②現地医療機関が被災し、その機能が低下または停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
- ③被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題か

ら、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

- (3) 町本部（救護班保健・医療担当）は、医療救護班を出動させることが困難なとき、(1)により医療救護に係わる協力要請を行う。また、災害の規模等によっては、医療救護班を派遣することなく医療機関において、罹災者の救護を行う。
- (4) 町は、滋賀県災害対策本部東近江地方本部を通して県本部に医療救護に関する協力要請を行う。県本部は、その他自ら必要と認めたときは災害拠点病院等医療関係団体、他府県等に必要な医療救護班の派遣を要請する。

第2 医療救護の対象、範囲等

1 対象者

医療を必要とする状態にあり、かつ、災害のため医療の途を失った者であること。

2 範囲

応急的なものは次のとおりとする。

- (1) 診察・トリアージ
- (2) 薬剤または治療材料の支給
- (3) 処置手術、その他治療および施術
- (4) 病院または診療所への収容
- (5) 看護

竜王町内医療機関

令和5年6月現在

医療機関名	住所	電話番号
あえんぼクリニック (竜王町 国民健康保険診療所 (医科))	竜王町大字山之上 5572	0748-57-0610
竜王町 国民健康保険診療所 (歯科)	// 綾戸 239-1	0748-57-1133
医療法人滋賀家庭医療学センター だらごんクリニック	// 須恵 814-93	0748-58-2932
医療法人滋賀家庭医療学センター 弓削メディカルクリニック	// 弓削 1825	0748-57-1141
かりもと整形外科クリニック	// 小口 1658-1	0748-28-1100
石塚内科クリニック	// 小口 1658-1	0748-58-0025
加納歯科医院	// 山面 35-158	0748-58-2567
金谷歯科医院	// 山之上 4599	0748-57-8287
平田歯科医院	// 山之上 3456	0748-57-0600
コウ歯科クリニック	// 小口 1658-1	0748-26-5588

救急告示病院

令和2年3月現在

医療機関名	所在地	電話
国立病院機構 東近江総合医療センター	東近江市五智町 255	0748-22-3030
東近江敬愛病院	東近江市八日市東本町 8-16	0748-22-2222
近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市土田町1379	0748-33-3151
湖東記念病院	東近江市平松町2-1	0749-45-5000
東近江市立能登川病院	東近江市猪子町191	0748-42-1333

第3 助産救護の対象、範囲等

1 対象

災害救助法による助産基準に準じて、災害発生の日以前または以後の7日以内に分娩した者で災害のため助産の途を失った者。

2 範囲

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前および分娩後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

第4 こころのケアチームの業務

災害には、生命や財産の損害への対応とともに、こころのケアの視点が重要である。このため、災害等による被害事案に専門チームを派遣し、組織的かつ継続的な危機介入を行い、精神的な二次被害の拡大防止のためのこころのケアを行う。

- (1) 被災者の心理的影響についての情報の収集
- (2) 心のケアを必要とする人へのケアの提供
- (3) その他、地元地域の要請に応じた支援

第5 医薬品、医療資機材の調達

- 1 町本部（救護班保健・医療担当）は、医療および助産救護活動に必要な医薬品等について、備蓄医薬品等の活用を図るとともに、町内医療機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材等を調達・確保する。それでもなお、医薬品が不足する場合は、県本部健康医療福祉部に供給の要請を行う。
- 2 医薬品等の受入れ、一時保管場所は、保健センターとする。